

随意契約理由書

1 案件名称

「行政判例集成 滞納処分編（追録）」ほか8点買入（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由（選定理由）

今回買入を行う「行政判例集成 滞納処分編（追録）」ほか8点は、契約相手方が出版元であり、他者が販売していないことから上記相手方と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8：契約相手方が出版元であり、他者が販売していない書籍又は新聞）

5 担当部署

大阪市役所 財政局税務部 管理課（管理グループ）（電話：06-6208-7793）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 業務統合端末等機器（財政局）継続借入

2 契約の相手方

F L C S株式会社 関西支店

3 随意契約理由

今般、令和8年1月に税務事務システムの機種更新を予定しているところであるが、当該端末機器等の契約期限である令和7年3月31日にリースアップすると次期端末調達まで端末機器等が不足し、業務に支障をきたすことから、次期端末機器等調達までの間リース延長を行う必要があるため、現在の契約相手であるF L C S株式会社関西支店と随意契約を締結する。

以上の理由から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び「大阪市随意契約ガイドライン」（平成28年6月）に照合したところ、今回予定している契約は当該ガイドライン内の随意契約理由「G7」に該当する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(G7:リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の継続（いわゆる再リースのこと）

5 担当部署

財政局税務部管理課（システム・税務企画グループ） （電話：06-6208-7778）